

「大分県新電子申請システム」による 宗教法人の登記に関する届出 の提出方法

※事前に用意しておくもの

登記に関する届出にあたっては、10ページの「④ ファイルの添付」で、電子申請システムに登記事項証明書のファイルを添付します。

この手順書に記載している操作を行う前に、紙の登記事項証明書をスキャンし、PDF、JPG等の形式で保存したファイルを用意しておいてください。

なお、登記事項証明書は「**履歴事項全部証明書**」を御用意ください。ただし、「解散登記完了届」及び「清算終了登記完了届」を提出する場合は「**閉鎖事項全部証明書**」を御用意ください。

1 大分県ホームページから「大分県新電子申請システム」にアクセス

大分県ホームページの「宗教法人の登記に関する届出」のページ
<https://www.pref.oita.jp/soshiki/11700/touki.html>を開いてください。

本文へ
日本一のおんせん県おおいた

ご利用ガイド
お問い合わせ
Other Languages
相談窓口

サイト内検索

検索



大分県

防災ポータル

分類でさがす

目的でさがす

組織でさがす

ページ番号検索

保力部 [トップページ](#) > [組織からさがす](#) > [総務部](#) > [県政情報課](#) > 宗教法人の登記に関する届出

宗教法人の登記に関する届出

ページ番号: 0002167445
更新日: 2022年2月10日更新

Tweet
いいね!
シェアする
LINEで送る

登記に関する届出について

宗教法人は、宗教法人法第7章の規定による登記（登記事項の変更等）をしたときは、遅滞なく、登記事項証明書を添えて所轄庁に届け出なければなりません（同法第9条）。

登記が必要な場合は、下の表のとおりです。詳細は「登記に関する届出一覧表」をご覧ください。
 [登記に関する届出一覧表 \[PDFファイル/56KB\]](#)

届出にあたっては、届出様式に登記事項証明書（履歴事項全部証明書。ただし、宗教法人解散登記完了届及び清算終了登記完了届の場合は附随事項全部証明書）の原本を1通添えて提出してください。なお、届出様式への押印は不要です。

また、規則変更、合併、解散、設立を行う際は、所轄庁への認証申請が必要です。詳細は県政情報課までお尋ねください。

登記が必要な場合	届出の名称 (クリックすると、様式をダウンロードできます)
1 代表役員の変更、代務者の就任等があった場合	 代表役員変更（重任）登記完了届 [Wordファイル/13KB]
	 代表役員代務者就（退）任登記完了届 [Wordファイル/13KB]
	 代表役員（代表役員代務者/清算人）氏名（住所）変更登記完了届 [Wordファイル/13KB]
2 規則の変更をした場合	 登記事項変更登記完了届 [Wordファイル/13KB]
	 事務所移転登記完了届 [Wordファイル/13KB]
	 従たる事務所設置（廃止）登記完了届 [Wordファイル/13KB]
3 宗教法人が合併した場合	 宗教法人合併登記完了届（吸収合併、新設合併） [Wordファイル/13KB]
	 宗教法人解散登記完了届（吸収合併、新設合併） [Wordファイル/13KB]
4 宗教法人が解散した場合	 解散及び清算人就任登記完了届（任意解散、法定解散） [Wordファイル/13KB]
	 清算人就任登記完了届（解散命令） [Wordファイル/13KB]
	 清算終了登記完了届 [Wordファイル/13KB]

重要なお知らせ

2022年8月23日更新
[新型コロナウイルスに関するお知らせ（大分県）](#)

2022年6月16日更新
[お気に入り登録・リンクアドレスの変更をお願いします（広報広聴課）](#)

2022年6月8日更新
[県職員を装った「なりすましメール」にご注意ください（電子自治体推進室）](#)


2021年4月14日更新
[About COVID-19 \(English, 简体中文, 한국어\) \(国際政策課\)](#)

1

1 大分県ホームページから「大分県新電子申請システム」にアクセス（続き）

「宗教法人の登記に関する届出」のページの下部にある「大分県新電子申請システムへのリンク」をクリックすると、「宗教法人の登記に関する届出」のネット申請が開きます。

5 宗教法人を設立した場合	宗教法人設立登記完了届 [Wordファイル/13KB]
	所有権移転登記完了届 [Wordファイル/13KB]
	事務所所在地変更登記完了届 [Wordファイル/13KB]
	登記事項変更（抹消）登記完了届 [Wordファイル/13KB]
	礼拝用建物及び敷地登記完了届 [Wordファイル/13KB]
6 その他	礼拝用建物及び敷地の用途廃止登記完了届 [Wordファイル/13KB]
	基本財産設定登記完了届 [Wordファイル/13KB]
	基本財産総額変更登記完了届 [Wordファイル/13KB]



掲載している様式は参考例であり、法人で独自の様式を使用されている場合は、その様式を変更する必要はありません。

大分県新電子申請システムによる提出について

令和4年2月から、登記に関する届出を大分県電子申請システムで行うことができるようになりました。

入力フォームに法人名等の必要事項を入力した後、登記事項証明書（原簿事項全部証明書）をスキャンしたうえで添付し、送信してください。

困み枠の文中にある「大分県新電子申請システムへのリンク」をクリック

「大分県新電子申請システムへのリンク」をクリック

よくある質問を下の表にまとめましたので、お問い合わせの前にご確認ください。

1	<p>・質問 必ず電子申請システムで提出しなければなりませんか、パソコンを使うのが苦手なので、従来どおり紙で提出したいです。</p> <p>・回答 従来どおり、紙で提出していただいて構いません。紙での提出と電子申請システムでの提出、いずれかを選択してください。</p>
2	<p>・質問 このたび、複数の宗教法人の代表役員に就任し、登記を完了しました。1回の電子申請で、すべての宗教法人の「代表役員変更登記完了届」を提出することができますか。</p> <p>・回答 1回の申請で提出できる書類は、一つの宗教法人の書類のみです。お手数ですが、1法人ずつ、申請の手続きをお願いします。</p>
3	<p>・質問 ファイルを添付する画面に、表紙（かがみ文）を添付する欄がありません。</p> <p>・回答 表紙（かがみ文）はシステムで自動的に作成されますので、ファイルを添付する必要はありません。</p>

皆さまのご意見をお聞かせください。

お求めの情報が充分掲載されましたでしょうか？

十分だった 普通 情報が足りない

ページの構成や内容、表現は分りやすかったですでしょうか？

2 「大分県新電子申請システム」へのログインまたはアカウント登録

下の「宗教法人法の登記に関する届出」画面で「ログインして申請に進む」をクリックすると、「Grafferスマート申請」のログイン画面が開きます。



The screenshot shows a web interface for 'Religious Corporation Registration'. At the top, there is a header with '大分県 スマート申請' and a 'サンドボックス' button. The main content area has the title '宗教法人の登記に関する届出' and a progress bar labeled '入力の状況' at 0%. Below the progress bar, there is a text block: '大分県の「宗教法人の登記に関する届出」のネット申請ページです。'. A blue button with the text 'ログインして申請に進む' is circled in red. A blue arrow points from the text '①「ログインして申請に進む」をクリック' below the button to the button itself. At the bottom of the page, there is a small note: '大分県公式ページとして株式会社グラファァーが運営しています。'

(Grafferアカウントでログインする場合) すでにアカウント登録を行っている場合は、メールアドレスとパスワードを入力して「Grafferアカウントでログイン」をクリックしてください
(Google、LINEアカウントでもログインできます)。

※新電子申請システムのアカウント作成方法についてはこちらをご覧ください。

<https://www.pref.oita.jp/site/denshishinseiportal/denshishinsei-faq0002184756.html>

※新電子申請システムのログイン方法についてはこちらをご覧ください。

<https://www.pref.oita.jp/site/denshishinseiportal/denshishinsei-faq0002184759.html>

※アカウント作成やログインに関することは、電子申請県民向けヘルプデスクにお問い合わせください。
(Tel : 097-506-2457)

Graffer
スマート申請

Googleでログイン **※GoogleやLINEアカウントでのログインもできます。**

LINEでログイン

入力した情報が、GoogleまたはLINEに送信されることはありません。

または

メールアドレス **必須**

パスワード **必須**

①Grafferアカウント登録を行っている場合は、メールアドレスとパスワードを入力後、こちらをクリック

Grafferアカウントでログイン

パスワードをお忘れの場合リセットすることができます。

[Grafferアカウント規約](#) [プライバシーポリシー及び個人情報の取り扱いについて](#)

上記に同意してサービスを利用する

Grafferアカウントを作成する

②Grafferアカウント登録を行っていない場合は、こちらをクリック (Grafferアカウントでログインする場合)

「Grafferアカウントでログイン」の後に、下の画面が表示されます。
「利用規約に同意する」にチェックをつけて、「申請に進む」をクリックしてください。

大分県 スマート申請 サンドボックス

宗教法人の登記に関する届出

入力の状況 0%

大分県の「宗教法人の登記に関する届出」のネット申請ページです。

利用規約に同意する
[利用規約を読む](#)

申請に進む

①利用規約を確認し、「利用規約に同意する」にチェックを入れて、「申請に進む」をクリック

3 入力フォーム（①法人情報の入力）

法人の名称、事務所の所在地等を、それぞれの欄に入力してください。
入力後、「一時保存して、次へ進む」をクリックしてください。



大分県 スマート申請 サンドボックス

宗教法人の登記に関する届出

入力の状況 20%

申請者の情報

法人を検索して自動入力する

法人名 必須

郵便番号 必須
ハイフンなしの半角7桁で入力してください

住所を自動で入力

所在地 必須

一時保存して、次へ進む

各欄に入力後、ここをクリック

制度概要ページに戻る

3 入力フォーム（②法人情報の入力）

代表者職名、代表者氏名を、それぞれの欄に入力してください。
入力後、「一時保存して、次へ進む」をクリックしてください。

大分県 スマート申請 サンドボックス

宗教法人の登記に関する届出

入力の状況 40%

i 申請の一時保存について
保存期間は30日間です。同じアカウントでログインし、この手続の申請ページを開くことで、一時保存した内容から申請を再開できます。

代表者職名・氏名

代表者職名 必須
選択してください

代表者氏名 必須

一時保存して、次へ進む

各欄に入力後、ここをクリック

戻る

3 入力フォーム（③届出の内容の選択）

「届出の内容」のプルダウンメニューから今回行う届出を選択してください。

大分県 スマート申請 サンドボックス

宗教法人の登記に関する届出

入力の状況 60%

i 申請の一時保存について

保存期間は30日間です。同じアカウントでログインし、この手続の申請ページを開くことで、一時保存した内容から申請を再開できます。

届出の内容

届出の内容 必須

選択してください

選択してください

- 1.代表役員変更（重任）登記完了届
- 2.代表役員代務者就（退）任登記完了届
- 3.代表役員（代表役員代務者/清算人）氏名（住所）変更登記完了届
- 4.登記事項変更登記完了届
- 5.事務所移転登記完了届
- 6.従たる事務所設置（廃止）登記完了届
- 7.宗教法人合併登記完了届
- 8.宗教法人解散登記完了届
- 9.解散及び清算人兼任登記完了届
- 10.清算人兼任登記完了届
- 11.清算結了登記完了届
- 12.宗教法人設立登記完了届
- 13.所有権移転登記完了届
- 14.事務所所在地変更登記完了届
- 15.登記事項更正（抹消）登記完了届
- 16.礼拝用建物及び敷地登記完了届
- 17.礼拝用建物及び敷地の用途廃止登記完了届
- 18.基本財産設定登記完了届
- 19.基本財産総額変更登記完了届

3 入力フォーム（③届出の内容の選択）（続き）

「届出の内容」の「14.事務所所在地変更登記完了届」を選択した場合のみ、「変更の事由」が表示されますので、事由を選択して「一時保存して、次へ進む」をクリックしてください。

大分県 スマート申請 サンドボックス

宗教法人の登記に関する届出

入力の状況 60%

i 申請の一時保存について

保存期間は30日間です。同じアカウントでログインし、この手続の申請ページを開くことで、一時保存した内容から申請を再開できます。

届出の内容

届出の内容 必須

14.事務所所在地変更登記完了届

変更の事由 必須

選択してください

選択してください

市町村合併

区画整理

住居表示の実施

国土調査

戻る

3 入力フォーム（④ファイルの添付）

あらかじめ用意した登記事項証明書のファイルを下の画面から添付して、「一時保存して、次へ進む」をクリックしてください。

また、「14.事務所所在地変更登記完了届」を提出する際は、「修正した規則の写し」も添付してください。

大分県 スマート申請 サンドボックス

宗教法人の登記に関する届出

入力の状況 80%

添付書類

登記事項証明書 必須
履歴事項全部証明書または開鎖事項全部証明書

ファイルを選択...

登記事項証明書.pdf 削除

修正した規則の写し 必須
事務所所在地変更登記完了届の場合のみ添付

ファイルを選択...

規則 (修正後).pdf 削除

一時保存して、次へ進む

戻る

あらかじめ用意したデータを選択してください。

「14.事務所所在地変更登記完了届」を提出する時のみ表示されます。

ファイルを添付後、ここをクリック

4 申請内容の確認

必要書類を添付した後は、下のような申請内容を再確認する画面になります。

宗教法人の登記に関する届出

入力状況 100%

申請内容の確認

申請者の情報

申請者の種別 必須 [編集する](#)

法人

法人名 必須 [編集する](#)

〇〇〇

郵便番号 必須 [編集する](#)

8708501

所在地 必須 [編集する](#)

大分県大分市大手町3丁目1-1 大分県庁

代表者職名・氏名

代表者職名 必須 [編集する](#)

代表役員

代表者氏名 必須 [編集する](#)

大分 太郎

届出の内容

届出の内容 必須 [編集する](#)

14.事務所所在地変更登記完了届

変更の事由 必須 [編集する](#)

住居表示の実施

添付書類

登記事項証明書 必須 [編集する](#)

登記事項証明書.pdf [ファイルを確認する](#)

修正した規則の写し 必須 [編集する](#)

規則（修正後）.pdf [ファイルを確認する](#)

この内容で申請する

確認して修正等が無ければ、ここをクリックして申請します。

5 提出完了

下の「申請が完了しました」の画面が表示されたら、提出完了です。

大分県 スマート申請 サンドボックス

申請が完了しました

完了メールに登録頂いたメールアドレスに送信しました。また、申請内容はこちら [\(申請詳細\)](#) からご確認ください。

アンケートのお願い

オンライン手続きにはどのくらいご満足いただけましたか？

☆☆☆☆☆

ご感想 (任意)

オンライン手続きの良かった点や、今後オンライン手続きをより良いものにするための改善点などを具体的にお聞かせください。

記載内容はご感想やご意見にさせていただきます。ご質問や、申請内容に関する補足は、大分県までお問い合わせください。

[利用規約に同意してアンケートを送信する](#)

回答結果は、オンライン手続きを改善するために、本サービスを運営する株式会社グラファアと大分県が、共同で使用いたします。 [アンケート利用規約を確認](#)

[ホームへ戻る](#)

※登録したメールアドレスに、「申請受け付けのお知らせ」が届きます。
届いたURLから申請した内容を確認することができます。

★ 大分県 宗教法人の登記に関する届出	申請受け付けのお知らせ
差出人 : noreply@mail.graffer.jp	
日時 : 2022年08月30日 (火) 14:00	
To :	
「大分県 宗教法人の登記に関する届出」の申請を受け付けいたしました。申請内容を確認後、順次処理を行いますので、今しばらくお待ちください。	
■ 申請の種類 大分県 宗教法人の登記に関する届出	
■ 申請日時 2022-08-30 14:00:17	
申請の詳細は、以下のURLからご確認ください。 https://sandbox-ttzk.graffer.jp/smart-apply/app	
※ 本メールは送信専用アドレスからお送りしています。ご返信いただいても受信できかねます。	
※ 本オンライン申請サービスは、株式会社グラファアが大分県公式サービスとして運営しています。	
※ ご不明点やご質問は、大分県で受け付けています。大分県まで直接お問い合わせください。	
▼ 送信者に関する情報 株式会社グラファア Copyright © Graffer, Inc.	

問い合わせ先

○**宗教法人の登記に関する届出全般について**

大分県総務部県政情報課：097-506-2263

○**新電子申請システムの操作方法等について**

大分県新電子申請システム県民向けヘルプデスク：097-506-2457

(毎日8時30分から17時15分 (土日祝日及び12月29日から1月3日は除く))